

独立行政法人日本学術振興会の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価

全体評価

①評価結果の総括

(イ) 科学研究費補助金の配分業務の大幅増加の中で、電子化等による合理化を図りつつ、審査・配分業務を適切かつ効率的に実施してきた。特に、総合科学技術会議等の指摘を踏まえ、プログラムディレクター、プログラムオフィサーを配置した学術システム研究センターによる公正性・透明性ある審査を推進するなど、我が国の競争的資金制度改革を先導したことは高く評価される。

(ロ) 第1期中期目標期間中に国から新たに委託された教育研究等に係る各種事業の審査業務、さらには若手研究者の養成に資する制度や賞の創設など、法人としての機能を最大限に活用し、効率的・効果的に事業を実施したことは評価できる。

以上のとおり、第1期中期目標期間を通して、我が国の学術研究を支えるファンディングエージェンシーとして、中期目標を達成していると評価できる。

<参考>

・業務運営の効率化:A

・業務の質の向上:A

・財務内容の改善:A

②評価結果を通じて得られた法人の今後の課題

(イ) 学術システム研究センターについては、法人における公平性・公正性ある効率的な審査体制の確立に大きく貢献。他方、我が国、諸外国の学術振興方策や学術研究動向の分析を踏まえた政策提言等の情報発信の取り組みの充実が課題。

(ロ) 科学研究費補助金事業については、他の競争的資金に先駆け様々な制度改革を率先し、公正性・透明性が高くかつ効率的な審査・配分体制を確立。科学研究費補助金の国から日本学術振興会への配分業務の移管が一部にとどまっている。引き続き制度改革に努めるとともに、研究成果の把握とわかりやすい情報提供、新たに導入された研究費の不正使用等防止対策の着実な実施、研究費の効率的使用のための配分機関としての取組強化が課題。

(ハ) 研究者支援事業については、事業の効果をより適切に検証するため、支援終了後の研究者の進路状況等に関する調査の充実が課題。

(ニ) 学術国際交流事業については、共同研究等の事後評価にとどまらず、交流支援の成果、波及効果等についての調査の充実とともに、支援メニュー・方向性を明確化することが課題。

(ホ) 法人としての広報活動については、年々充実が図られているが、今後は研究者向けだけでなく、一般国民にとって魅力的かつわかりやすい広報が求められる。

③評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき方向性

(イ) 諸外国の学術振興方策や学術研究動向の調査・研究、情報発信機能を充実させるべく、学術システム研究センターの体制・機能の強化に取り組むべきである。

(ロ) 科学研究費補助金事業は、我が国の学術研究の水準維持のために必要不可欠であり、国としても今後一層の拡充に努めるとともに、執行事務の日本学術振興会への移管を引き続き進めるべきである。また、事業運営においては、競争的資金制度改革の率先、研究成果の把握とわかりやすい情報発信による投資効果の国民への説明とともに、引き続き研究費の不正使用等防止対策の着実な実施や研究費の効率的使用のための配分機関としての取組に努めるべきである。

(ハ) 若手研究者支援の観点から、特別研究員事業等の一層の拡充を図るとともに、研究者への支援の効果の適切な検証等により、研究者のニーズにあった制度改善を進めるべきである。

(ニ) 学術国際交流事業については、成果の把握・公開や事業の効果の検証を充実させることが必要。あわせて、内外の学術研究機関における国際化動向等を踏まえ、日本学術振興会としての効果的な国際交流支援や海外研究連絡センター等のあり方を盛り込んだ「戦略」を検討することも一案と考える。

(ホ) 広報活動については、法人の活動状況や調査・研究の成果について、研究者さらには国民への理解増進の観点から、一層の努力が必要である。

文部科学省独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会 日本学術振興会部会委員名簿

部会長	西村紀	大阪大学蛋白質研究所 疾患プロテオミクス (Shimadzu) 寄附研究部門特任教授
委員	瀬川至朗	早稲田大学政治経済学術院教授大学院政治学研究科 ジャーナリズムコース プログラム・マネージャー
委員	田中成明	関西学院大学大学院司法研究科教授
委員	室伏旭	秋田県立大学名誉教授・東京大学名誉教授
委員	和田義博	公認会計士 (日本公認会計士協会 前常務理事)

独立行政法人日本学術振興会の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価

項目別評価総表

中期目標の項目名	評定	中期計画の項目名	中期目標期間中の評価の経年変化				
			15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
業務運営の効率化に関する事項	A	業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置	-	-	-	A	A
	A	業務運営の効率化	A	A	A	S	S
		職員の能力に応じた人員配置	B	A	A	A	A
		省エネルギー、廃棄物削減に向けた取組	A	A	A	A	A
		決裁処理の電子化(情報インフラの整備)	A	-	-	-	-
		業務システムの開発・改善	-	A	A	A	A
		文書管理システムの構築	-	A	A	A	A
		外部委託の促進	A	A	A	A	A
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	-	-	-	A	A
総合的事項	S	学術の特性に配慮した制度運営	S	S	S	S	S
		評議員会	A	B	A	A	A
		学術システム研究センター	S	S	S	S	S
		学術顧問	A	A	A	A	A
		自己点検	A	A	A	A	A
		外部評価	B	A	A	A	A
		電子化の活用	A	A	A	S	S
		業務用データベースの整備	A	A	A	A	A
		ホームページの充実	A	A	A	A	A
		情報セキュリティの確保	A	A	A	A	A
		研究費の適切な管理(研究費の不正使用及び不正行為の防止)	A	A	A	A	A
		広報	B	B	B	B	B

中期目標の項目名	評定	中期計画の項目名	中期目標期間中の評価の経年変化				
			15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
学術研究の助成	S	交付業務	-	A	A	A	A
		募集業務(公募)	A	A	A	A	A
		審査業務等	A	A	S	S	A
		評価業務	A	A	A	A	A
		その他	A	S	S	S	S
		学術研究の助成に関するその他の事業	B	B	A	A	A
研究者養成のための資金の支給	A	全般的な取組	A	S	A	S	A
		日本学術振興会賞	-	-	A	A	A
		若手研究者の自立的な研究環境整備促進プログラム	-	-	-	-	A
		特別研究員(DC、PD)	A	A	S	A	A
		特別研究員(SPD)	A	A	A	A	A
		特別研究員(RPD)	-	-	-	S	A
		特別研究員(21世紀COE)	A	A	A	A	A
		特別研究員(グローバルCOE)	-	-	-	-	A
		特別研究員(新プロ)	A	-	-	-	-
		特別研究員(COE)	A	-	-	-	-
		海外特別研究員事業	A	A	A	A	A
		科学技術特別研究員事業	A	A	-	-	-
		若手研究者海外派遣事業	A	-	-	-	-
学術に関する国際交流の促進	A	前文	-	-	-	-	-
		先進諸国との先端分野における研究協力	-	A	A	A	A
		アジア諸国との研究協力	-	A	A	A	A
		アジア科学技術コミュニティ形成戦略事業	-	-	-	-	A
		若手研究者育成のためのセミナー	-	A	A	A	A
		若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム	-	-	-	-	A

中期目標の項目名	評定	中期計画の項目名	中期目標期間中の評価の経年変化				
			15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
		拠点大学交流事業の多国間展開	A	-	-	-	-
		サイエンス・ポリシー・セミナー	A	-	-	-	-
		日欧先端科学セミナー	A	-	-	-	-
		アジア学術セミナー	A	-	-	-	-
		共同研究、セミナー、研究者交流	A	A	A	A	A
		アジア諸国との研究協力	-	-	A	A	A
		論文博士号取得希望者への支援事業	A	A	A	A	A
		協定の見直し	-	A	A	A	A
		大学間交流支援事業	A	A	-	-	-
		拠点大学交流事業	A	A	-	-	-
		全般的な取組	-	A	A	A	A
		外国人特別研究員事業	A	A	A	A	A
		外国人研究者招へい事業	A	A	A	A	A
		著名研究者招へい事業	A	A	A	A	A
		セミナーの開催、研究者の派遣	A	A	A	A	A
		フォーラム・シンポジウム等の開催	A	A	A	A	A
		我が国の大学等の活動支援	-	-	-	A	A
		学術振興施策・研究動向等の情報収集	A	A	A	A	A
		学術情報の広報・周知	A	A	A	A	A
		OB会組織化の支援	A	-	-	-	-
		日英共同による英国大学教授等の招へい	-	A	-	-	-
		事務経験者を対象とした組織化の支援	-	A	-	-	-
		生活ガイドブックの更新	-	A	-	A	-
		公募事業の改善	A	A	A	A	A

中期目標の項目名	評定	中期計画の項目名	中期目標期間中の評価の経年変化				
			15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
学術の応用に関する研究の実施	A	未来開拓学術研究推進事業	A	A	A	-	-
		人文・社会科学振興のためのプロジェクト研究	A	A	A	A	A
学術の社会的連携・協力の推進	A	学術の社会的連携・協力の推進	-	A	A	A	A
		総合研究連絡会議	A	-	-	-	-
		研究開発専門委員会	A	-	-	-	-
		産学協力研究委員会	A	-	-	-	-
		産学協力による国際シンポジウム	A	-	-	-	-
国の助成事業に関する審査・評価の実施	A	前文	A	A	-	-	-
		21世紀COEプログラム	-	-	A	A	A
		グローバルCOEプログラム	-	-	-	-	A
		「魅力ある大学院教育」イニシアティブ	-	-	A	A	A
		大学院教育改革支援	-	-	-	-	A
		世界トップレベル研究拠点プログラム	-	-	-	-	A
調査・研究の実施	A	調査・研究の実施	A	A	A	A	A
情報提供及び成果の活用	A	情報提供及び成果の活用	A	A	-	-	-
		情報提供及び成果の活用	-	-	A	A	A
		研究成果の社会還元・普及	-	-	A	A	A
前各号に附帯する業務	A	前文	-	-	-	-	-
		国際生物学賞に係る事務	A	A	A	A	A
		野口英世アフリカ賞の審査業務に係る事務	-	-	-	-	A
		ユネスコクーポンの販売・買い上げ	A	-	-	-	-
		学術関係国際会議開催に係る募金事務	A	A	A	A	A
		個別寄附金及び学術振興特別基金の事業	A	A	A	A	A

中期目標の項目名	評定	中期計画の項目名	中期目標期間中の評価の経年変化				
			15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
財務内容の改善に関する事項	A	予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A
		短期借入金の限度額	-	-	-	-	-
		重要な財産の処分等に関する計画	-	-	-	-	-
		剰余金の使途	-	-	-	-	-
その他業務運営に関する事項	A	施設整備に関する計画	-	-	-	-	-
		人事に関する計画	-	A	A	A	A
		職員の研究計画	A	-	-	-	-
		国立大学等との人事交流	A	-	-	-	-
		職員の勤務環境の整備	A	-	-	-	-

備考(法人の業務・マネジメントに係る意見募集結果の評価への反映に対する説明等)
 本法人の業務・マネジメントに係る意見募集を実施した結果、意見は寄せられなかった。

【参考資料1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
収入						支出					
運営費交付金	15,153	29,841	29,655	29,364	29,024	一般管理費	311	626	577	546	525
国庫補助金収入	4,114	87,615	98,742	109,228	129,830	うち人件費	126	260	243	242	249
科学研究費補助金	4,089	87,473	98,607	109,102	129,646	物件費	185	366	334	304	276
研究拠点形成費等補助金	25	142	135	126	184	事業費	14,563	29,298	28,977	28,432	27,884
事業収入	35	66	83	186	158	うち人件費	293	655	590	590	581
寄附金事業収入	29	74	76	57	79	物件費	14,270	28,643	28,386	27,843	27,303
産学協力事業収入	117	258	267	242	265	科学研究費補助事業費	4,038	87,388	98,459	108,637	127,336
学術図書出版事業収入	16	19	13	13	10	研究拠点形成費等補助事業費	25	142	128	101	183
受託事業収入	-	-	20	166	649	寄附金事業費	28	74	76	57	79
						産学協力事業費	117	258	267	242	265
						学術図書出版事業費	16	19	12	13	15
						受託事業費	-	-	11	146	636
計	19,464	117,873	128,855	139,255	160,014	計	19,098	117,805	128,507	138,174	156,923

備考:各欄で四捨五入しているため、合計とは合致しない場合もある。

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
費用						収益					
経常費用						運営費交付金収益	14,709	29,694	29,482	28,997	30,050
業務費	18,655	116,987	127,969	137,754	156,370	受託収入	-	-	11	148	636
一般管理費	311	628	555	544	556	補助金等収益	4,060	87,498	98,587	108,734	127,476
財務費用	-	1	-	-	2	寄附金収益	146	332	342	299	344
臨時損失	-	5	-	1	12	図書販売収入	16	19	13	13	10
						資産見返負債戻入	0	7	13	16	22
						財務収益	1	0	1	6	50
						雑益	34	64	76	88	60
						臨時利益	-	0	-	92	-
計	18,966	117,621	128,524	138,299	156,940	計	18,967	117,615	128,525	138,393	158,648
						純利益/純損失	1	-5	1	94	1,709
						総利益/総損失	1	-4	1	94	1,709

備考:各欄で四捨五入しているため、合計とは合致しない場合もある。

平成18年度の臨時利益の発生要因としては、未来開拓学術研究推進事業に係る委託先の不適正な経理処理に基づく返還金による。

平成16年度の臨時損失の発生要因としては、ユネスコクーポン事業の終了に伴い、業務資金としてユネスコから預かっていた資金を、ドル建てで返還する必要があり、その為替差損による。

平成19年度については、中期目標期間の最終年度であることから、運営費交付金債務を全額収益化する必要があり、そのため総利益が大幅に増加している。

(単位:百万円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
資金支出						資金収入					
業務活動による支出	18,980	117,619	128,620	137,547	159,244	業務活動による収入	17,614	118,137	128,921	139,086	159,777
投資活動による支出	183	157	151	7	21	運営費交付金による収入	15,153	29,841	29,655	29,364	29,024
資金期末残高	2,145	2,507	2,657	4,190	4,749	補助金等収入	2,284	87,615	98,739	109,085	129,585
						補助金等の精算による返還金の収入	-	-	-	201	123
						寄附金収入	119	302	302	282	292
						学術図書出版事業収入	23	19	14	13	10
						その他の収入	34	360	212	4	112
						受託収入	-	-	-	137	631
						投資活動による収入	-	1	-	0	47
						資金期首残高	3,694	2,145	2,507	2,657	4,190
計	21,308	120,283	131,428	141,743	164,014	計	21,308	120,283	131,428	141,743	164,014

備考:各欄で四捨五入しているため、合計とは合致しない場合もある。

【参考資料2】貸借対照表の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
資産						負債					
流動資産	2,271	2,763	2,878	4,314	6,531	流動負債	1,049	1,692	1,943	3,305	3,810
固定資産	817	932	987	937	845	固定負債	998	1,013	978	950	894
						負債合計	2,048	2,706	2,921	4,255	4,705
						純資産					
						資本金	1,064	1,064	1,064	1,064	1,064
						基本金	2	2	2	2	2
						資本剰余金	-26	-72	-117	-159	-194
						利益剰余金/繰越欠損金	1	-4	-4	91	1,800
						(うち当期末処分利益/当期末処理損失)	1	-5	-4	91	1,709
						純資産合計	1,040	989	944	997	2,671
資産合計	3,088	3,694	3,865	5,251	7,376	負債純資産合計	3,088	3,694	3,865	5,251	7,376

備考:各欄で四捨五入しているため、合計とは合致しない場合もある。

平成18年度の利益剰余金の主な発生要因としては、未来開拓学術研究推進事業に係る委託先の不適正な経理処理に基づく返還金による。

平成16年度の損失の発生要因としては、ユネスコクーポン事業の終了に伴い、業務資金としてユネスコから預かっていた資金を、ドル建てで返還する必要があり、その為替差損による。

資本剰余金の減については、政府出資財産にかかる損益外減価償却累計額の増加による。

平成19年度については、中期目標期間の最終年度であることから、運営費交付金債務を全額収益化する必要があり、そのため当期末処分利益等が大幅に増加している。

【参考資料3】利益(又は損失)の処分についての経年比較(過去5年分を記載) (単位:百万円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
I 当期未処分利益／当期未処理損失					
当期総利益／当期総損失	1	-5	1	94	1,709
前期繰越欠損金	-	-	4	4	-
II 利益処分額					
積立金	1	-	-	91	1,709
独立行政法人通則法第44条第3項によ 主務大臣の承認を受けた額	-	-	-	-	-
III 損失処分額					
積立金取崩額	-	1	-	-	-
次期繰越欠損金	-	4	4	-	-

備考:各欄で四捨五入しているため、合計とは合致しない場合もある。

平成18年度の積立金の主な発生要因としては、未来開拓学術研究推進事業に係る委託先の不適正な経理処理に基づく返還金による。

平成16年度の当期損失の発生要因としては、ユネスコクーポン事業の終了に伴い、業務資金としてユネスコから預かっていた資金を、ドル建てで返還する必要があり、その為替差損による。

平成19年度については、中期目標期間の最終年度であることから、運営費交付金債務を全額収益化する必要があり、そのため当期総利益が大幅に増加している。

【参考資料4】人員の増減の経年比較(過去5年分を記載) (単位:人)

職種※	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
常勤職員数	94	96	96	96	95

備考

○項目別評価シート

中期目標	中期目標に対応する中期計画	評価項目	事業年度評価結果					中期計画 評定	中期目標 評定	記載事項
			15	16	17	18	19			
第三 業務運営の効率化に関する事項	第一 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置		-	-	-	A	A	A	A	
<p>国の定めた法令等を守り、事業に対する研究者及び国民の信頼性を維持しつつ実施し得る機能的・効率的な体制整備や業務運営の見直しを図り、経費の効率的執行を推進する。</p> <p>法人の行う業務について既存事業の徹底した見直し、効率化を進める。一般管理費（人件費を含む。）に関しては、平成14年度予算を基準として中期目標期間中に、その13%以上を削減するほか、その他の事業費（競争的資金等を除く。）について、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比1%以上の業務の効率化を図る。</p> <p>法人は、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間で国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系見直しを図る。</p> <p>業務の効率化に際し、長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。</p> <p>また、職員の能力と実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置とし、職員の能力の向上を図る。</p>	<p>1 業務運営については、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（人件費を含む。）に関し、計画的な削減に努め、平成14年度を基準として中期目標期間中に、その13%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（競争的資金等を除く。）について、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比1%以上の業務効率化を図る。また、寄附金事業等についても業務の効率化を図る。</p> <p>なお、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において削減対象とされた人件費については、平成22年度までに平成17年度の人件費と比較し、5%以上削減する。そのため、中期目標期間の最終年度である平成19年度の人件費については、平成17年度の人件費と比較し、概ね2%以上の削減を図る。</p> <p>ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象から除く。</p> <p>具体的には、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、中高年層の給与引き下げ幅を大きくし、年功カーブのフラット化を図り、また、職務内容、経歴、勤務状況等を勘案し、管理職員手当の見直しを図る。</p> <p>業務の効率化を図る際、研究者等へのサービス低下を招かないように配慮する。</p> <p>また、助成・支援業務において、研究者への支援を確実かつ効果的に行う上で必要な審査・評価経費については、適切に措置する。</p>	業務運営の効率化	A	A	A	S	S	S	<p>・中期目標に掲げた業務運営については、既存事業の徹底した見直し、業務の効率化により着実に効率化が図られている。一般管理費（人件費を含む。）に関し、平成14年予算に対して13%以上の削減目標に対して18.3%の削減を図ったほか、その他の事業費についても、着実に毎事業年度、対前年度比1%以上の削減が図られている。</p> <p>・人件費については、平成17年度に比較して概ね2%以上という目標に対して2.6%の削減が図られている。また、平成19年の給与水準の対国指数については、職員の昇給号俸数の抑制、管理職手当の見直し、管理職ポストの削減等により、119（平成18年：121）と着実に低下が図られている。</p> <p>・高学歴者の割合、勤務地、職務の困難性など、日本学術振興会の給与水準が高くなっている要因はあるが、引き続き適切な給与水準の確保を望む。</p> <p>業務の効率化に向けた具体的な取組としては、随意契約見直し計画に基づき、一般競争入札の件数、範囲の拡大に努め、実施状況について監事による監査が実施されている。併せて、各種規程の整備、評議員会や学術システム研究センターなど相互の内部率制体制を構築し、適切な法人運営に努めている。</p> <p>・勤務成績を処遇に適切に反映させるべく、職員の勤務評定制度を確立させ、客観的かつ公平な勤務評定により、成績優秀者を選出し、勤労手当を増額して支給するなど、職員のインセンティブの向上に努めている。</p> <p>・情報インフラ整備として、法人会計システムを開発・導入し、会計処理及び会計データの管理を効率に機能させ、財政状況の透明性確保に努めている。また、文書決裁処理のシステムを導入し、文書決裁の電子化を図るなど、事務の効率化に努めている。</p> <p>・業務の効率化の観点から、業務における審査・評価業務の公正性・秘匿性に配慮しつつ、積極的に外部委託の導入に努めている。</p>	
	2 職員の勤務評定をより厳格に行い、連続した特別昇給や昇給延伸などを含め、処遇に的確に反映させることにより、本人のインセンティブが高まるようにするとともに、能力に応じた人員配置をきめ細かに実施し、業務の効率的・効果的な遂行を可能にする。	職員の能力に応じた人員配置	B	A	A	A	A	A		A
	3 研修や定期的な注意喚起（少なくとも4半期ごと）等により、省エネルギーの推進、廃棄物の減量化に関する職員の意識向上を図る。	省エネルギー、廃棄物削減に向けた取組	A	A	A	A	A	A		A
	4 中期的な取組計画の下に、情報インフラの整備を図る。	決裁処理の電子化（情報インフラの整備）	A	-	-	-	-	A		A
	(1) 業務システムの開発・改善 会計システム等の業務システムは、業務の効率化、正確性などに直接影響を与えることから、必要に応じ、開発及び改善を行う。	業務システムの開発・改善	-	A	A	A	A	A		A
	(2) 文書管理システムの構築 中期計画期間中に文書決裁処理のシステムを導入し、添付文書の少ないもの、決裁過程の単純なものなどから段階的に文書決裁の電子化を図り、ペーパーレス化を進める。	文書管理システムの構築	-	A	A	A	A	A		A
	5 事業の効率的な遂行のため外部委託について検討を行い、実施する。	外部委託の促進	A	A	A	A	A	A		A

中期目標	中期目標に対応する中期計画	評価項目	事業年度評価結果					中期計画 評価	中期 目標 評価	記載事項
			15	16	17	18	19			
第四 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置		-	-	-	A	A	A	A	
1 総合的事項 (1) 次のような学術研究及びその振興を目的とする振興会事業の特性に配慮した上で事業を推進し、研究者が最適な環境の中で研究に専念できるよう支援することを基本とする。 ① 学術研究の成果は、人類社会共通の知的資産として文化的価値を形成するものであり、人文・社会科学から自然科学まで、学問領域を限定せず、分野の性格に応じた適切な支援方法により、幅広くバランスをとって振興する必要がある。 特に、実用化を直接的に目指さない基礎的な研究への支援や、将来の学術研究を担う優秀な研究者の養成について十分配慮する必要がある。 ② 学術研究の発展性については、無限の可能性があることから、中長期的視点を加えた継続的かつ着実な支援に努めるとともに、このような視点に立った評価を行うことが必要である。 ③ 学術研究を実際に行う研究者の意見を取り入れ、研究者コミュニティの信頼を得て、事業を推進することが不可欠である。 (2) 業務運営上の重要事項に関する評議員会の審議及び意見も踏まえ、適切に事業を実施する。 (3) 研究者の意見を反映させつつ、事業の企画立案機能の強化や業務運営に必要な改善等を図り、最も効果的に成果が上がるよう事業を展開する。 (4) 自己点検や外部評価を実施し、その結果を踏まえて業務運営の改善等を図る。 (5) 研究者の負担の軽減等、業務運営を適切に実施するために必要な情報システムを整備する。 (6) 助成・支援事業の実施においては、支援を受ける研究者の負担を軽減するとともに、不正行為を防止するため、研究者が所属する研究機関が研究経費の管理に適切に関与することなどにより、適正な執行が図られるようにする。 (7) 振興会の活動状況についての情報を国内外の研究者及び国民に広く普及し、理解を得るとともに、業務の効果を上げるため、広報の体制を充実させる。	(1) 学術研究を推進する研究者が最適な環境の中で研究に専念できるよう支援するため、研究の手法や規模、必要とする資金など研究分野ごとに異なる特性に応じた支援方法、中長期的視点からの配慮、研究者の意見を取り入れる制度運営等を動案しつつ、事業を進める。 (2) 業務運営に関する重要事項を諮問するための評議員会については、各界・各層からの学識経験者で構成し、定期的に関催する。事業実施に当たっては、評議員会での幅広く高い識見に基づく審議及び意見を参考とする。 (3) 業務運営に対して研究者が適切に関与する体制を振興会内部に整備し、事業の審査・評価における公正性や透明性の確保、学術研究の効果的な推進につながる事業展開等を実施する。 ① 学術システム研究センターを整備し、研究経験を有する者を任期付き研究員として配置する。同センターが学術振興方策に関する調査・研究、学術動向に関する調査・研究、事業における審査・評価業務、業務全般に対する提案・助言等を行うことにより、研究者の意見を取り入れた効果的な運営を推進する。 振興会の業務が対象とする人文・社会科学から自然科学に至る全ての学問領域に対応可能な研究員を適切に配置する。 (4) 自己点検については、事業実施に関係する研究者等の意見を参考に、毎年度事業ごとに実施し、事業の改善・見直し等を行う。 また、外部評価として、複数の学界や産業界などを代表する有識者に評価委員を依頼することにより体制を整備し、諸外国のファンディングエージェンシーが行っている学術研究の特性を踏まえた評価手法を参考に、毎年度、管理運営や各事業の実施状況等について、効率及び効果の両面から評価を行い、結果をホームページ等国民に判りやすい形で公表するとともに、その指摘を業務運営の改善等に的確に反映させる。 (5) 研究者等に有用な制度改善や事業を適切に実施する上で必要となる情報システムの整備を促進する。 ① 電子化の活用 振興会実施の各種公募事業のうち、公募過程においてメリットが期待できるものについて、電子媒体の活用による電子システムの導入を促進する。 特に、募集要項・応募様式等の書類を電子的に入手可能にする仕組みについては、中期計画期間中に90%以上の公募事業において実現させる。 申請書類を電子的に受け付けるシステムについては、平成16年度より、技術的・制度的な課題を解決した一部の公募事業で試行的な運用を開始し、中期計画期間中に、50%以上の公募事業で実現させる。 また、書面審査等においても電子媒体を活用する。 (6) 業務用データベースの整備 振興会事業を進める上で必要とされる各種情報のデータベースを整備し、業務効率化に役立てる。情報量については、毎年度10%の増を図る。 (7) ホームページの充実 振興会の業務内容に関する最新情報をホームページで迅速に提供する。掲載にあたっては閲覧者側からの視点を重視し、見やすさ・わかりやすさの確保に努める。掲載情報は逐次更新し、データの陳腐化を回避しつつ、提供文書ファイル数を中期計画期間中に全体で10%以上増加させ、情報提供のニーズに対応していく。 特に英文ページについては、提供文書ファイル数を中期計画期間中に20%以上増加させ、国際的な情報発信を充実させる。 その結果、中期計画終了時には、年間のアクセス件数を20%以上増加させる。 (8) 情報セキュリティの確保 振興会のコンピュータ環境のセキュリティを確保し情報資産を守るために、情報システムの脆弱性調査(セキュリティ監査)及び情報セキュリティポリシーの策定を実施する。 セキュリティ監査については、年度を通じての継続的な保守監査体制の確立と隔年毎の外部委託監査の実施(中期計画期間内に最低2回)を新たにを行う。 また、振興会職員の情報セキュリティに対する意識向上を図るために、説明会・講習会などを少なくとも年2回新たに実施する。	学術の特性に配慮した制度運営	S	S	S	S	S	S		
		評議員会	A	B	A	A	A	A		
		学術システム研究センター	S	S	S	S	S	S		
		学術顧問	A	A	A	A	A	A		
		自己点検	A	A	A	A	A	A		
		外部評価	B	A	A	A	A	A		
		電子化の活用	A	A	A	S	S	S	S	
		業務用データベースの整備	A	A	A	A	A	A		
		ホームページの充実	A	A	A	A	A	A		
		情報セキュリティの確保	A	A	A	A	A	A		

有識者による学術顧問会議や第一線の研究者からなる学術システム研究センターの機能を活用し、研究現場の意見を取り入れ、選考・審査の公正性・透明性の向上や申請者・支援対象者へのサービスの向上など効果的かつ適切なプロセスでの事業実施のための制度改善に努め、学術の特性に配慮した効率的かつ効果的な業務運営を実施している。このことは、我が国の学術振興を担う唯一のファンディングエージェンシーとして、他機関に類を見ない先進的な取組と認められ高く評価できる。
自己点検・外部評価の結果については、業務運営の改善に反映し、HP上で公開を行っている。
また、公募事業における電子化、HPや業務用データベースにおける着実な情報蓄積が推進されている。しかし、これらの取組が進むとともに、情報セキュリティの重要性が増してきており、24時間外部監視や外部データセンターでの運用、職員に対する情報セキュリティ講習会など、引き続き情報セキュリティの確保に努める必要がある。整理合理化計画に基づく、研究費の不正使用及び不正行為の防止については、研究者や研究機関に対し事業説明会等により、不正使用、不正行為に対する指導助言を徹底的に行っている。また、研究費の適切な管理が行われるための体制の整備については、平成20年度科学研究費補助金の応募分からは、「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備等の実施状況報告書を提出することを応募要件化している。

中期目標	中期目標に対応する中期計画	評価項目	事業年度評価結果					中期計画 評定	中期目標 評定	記載事項
			15	16	17	18	19			
	<p>(6) 助成・支援事業により支給する研究経費の管理が適正に行われる仕組みを構築する。支給経費の管理、取扱い等については、基本的に、研究者自身に委ねるのではなく、研究者の所属機関事務局において処理させることとし、研究者の事務的負担を軽減させ、研究に集中できる体制を整備するとともに、支給経費の適正な管理を徹底させる。</p> <p>さらに、クレジットカードを用いた支給方法など、経費の適正な管理とともに、研究者の利便性の向上や事務負担の軽減を考慮した経費支給についても検討を進める。</p> <p>また、研究機関に対しては、各種会議での発言及び通知等により、研究費の適正な管理に対する研究者への指導とともに不正行為に対する牽制体制の強化を促す。</p>	研究費の適切な管理(研究費の不正使用及び不正行為の防止)	A	A	A	A	A	A		
	<p>(7) 振興会の活動内容をより広く内外の研究者、関係機関や国民に理解してもらうために、新たに広報に関する委員会等を設置し、年4回以上会議を開催し、適切な広報の在り方を検討し、広報誌等出版物の内容充実や効果的な情報提供を促進する。</p> <p>英文ニューズレターについて、内容の見直しを図りつつ、現行と同じ年4回発行する。</p> <p>また、大学等の研究者及び研究機関に対する振興会事業の理解を深めてもらうための事業説明を企画し、新たに実施する。</p>	広報	B	B	B	B	B	B		

中期目標	中期目標に対応する中期計画	評価項目	事業年度評価結果					中期計画 評定	中期目標 評定	記載事項
			15	16	17	18	19			
<p>2 学術研究の助成</p> <p>我が国の大学等の研究基盤の充実並びに創造的で優れた学術研究の格段の発展を図ることを目指して、人文科学、社会科学、自然科学の各学問分野の学術研究に対する幅広い助成を行う。</p> <p>その際、実用化を直接的に目指さない基礎的な研究分野に十分配慮するとともに、各研究分野における研究手法等の特性に応じた多様な助成の仕組みを検討・実施していく。</p> <p>また、助成の目的・性格や助成対象に応じた適切な審査・評価を行うとともに、助成業務を毎年度滞りなく確実に実施する。</p> <p>文部科学省科学研究費補助金の配分業務については、国の補助金事業としての一体性を確保しつつ、適正かつ効果的に、確実に実施する。また、国からの業務の更なる移管も視野に入れた対応が可能となるよう振興会における体制整備を検討・実施する。</p> <p>審査・評価については、それぞれの研究種目に応じて、中長期的観点や国際的な観点も考慮して適切に行う。研究経験を有する者をプログラム管理者として配置し、審査委員の選考・割り振りや中間・事後評価への参画、研究者への情報提供等を行わせる。</p> <p>申請書の受理から決定まで課題の審査は迅速に行い、科学研究費補助金の早期交付に努める。</p> <p>国の方針に従って、中間・事後評価を適切に実施するとともに、評価結果を国民にわかりやすい形で公表する。</p> <p>科学研究費補助金の電子システムの導入については、研究者のニーズ、評価業務の効率化、作業量の削減、及び審査委員の審査業務の負担軽減並びに補助金の早期交付等の観点から検討を行い、実現に努める。</p>	<p>2 学術研究の助成</p> <p>学術研究の助成においては、研究者の優れた創造性を見出し、その成果が人類・社会的基盤形成に繋がるよう、公正で透明性のある課題の審査・評価を実施するとともに、研究者の研究活動が円滑に実施できるように業務を行う。</p> <p>①助成目的、助成対象等に応じて適切な評価の観点を設けるなど、審査の公正さ、透明性を確保する。</p> <p>②学術研究は、研究者個人のアイデアや発想など創造性を源泉とすることから、個人情報の保護に努める。</p> <p>③助成事業の成果については、学界及び社会にわかりやすく還元・普及させる。</p> <p>④審査・評価業務においては、事務の簡素化などを図り、関係者の負担を軽減させる。</p> <p>(1)科学研究費補助金事業</p> <p>科学研究費補助金事業は、平成15年度において文部科学省と審査業務及び交付業務を役割分担を定め実施しており、振興会においては、文部科学省が定めた①申請対象者、申請対象研究機関、②研究種目(目的・性格、申請総額等)の内容、③系・分野・分科・細目表、④公募の際の重複制限、審査方法の基本的考え方等に沿って、審査業務を行っている。</p> <p>間接補助金である科学研究費補助金事業については、上記の国の制度・方針を踏まえて、以下の要領により、助成業務を滞りなく確実に実施する。</p> <p>①振興会は、科学研究費補助金事業の配分審査、研究評価等を行うために、学術研究に対する高い識見を有する者で構成する科学研究費委員会を置く。②理事長は、科学研究費補助金の配分審査について科学研究費委員会に諮問する。③科学研究費委員会は、科学研究費補助金事業の毎年度の審査方針を、文部科学省科学技術・学術審議会が示す審査の基本的考え方を踏まえて決定する。④科学研究費補助金の交付等の手続きに関する業務は、文部科学省が定めた規程、通知に従って行う。</p> <p>科研費委員会は年2回開催するとともに、配分審査のための小委員会を必要に応じて開催する。</p> <p>また、平成15年度の科学研究費補助金制度を前提として、早期交付及び研究者へのサービス向上の観点から、これまでも可能な限り期間の短縮に努めてきており、今後も対象件数の増加が見込まれるが、次の期限を明確に定めることにより、迅速かつ確実に行う。</p> <p>① 科学研究費補助金の採否に関する通知は、4月下旬までに行う。</p> <p>② 申請者に対する審査結果の開示の通知は、6月中旬までに行う。</p> <p>③ 科学研究費補助金の額の確定については、7月下旬までに行う。</p> <p>評価については、それぞれの種目に応じた適切な評価体制の整備を図る。特に、中間・事後評価については、研究費規模の大きい種目を対象にしているが、これまでの学術創成研究に加え、新たに基盤研究(S)(採択課題数、年間約50件)についても行うこととし、年5回の委員会を開催する。</p> <p>また、研究成果報告書(対象:年間約7,000件)については、迅速な対応により、額の確定後、概ね1か月以内に公開先である国立国会図書館に納本する。</p> <p>事業に対する理解促進及び事業の効果を上げるため、大学等機関への事業説明を、文部科学省との共同実施及び機関からの要望に応える形で、年20件以上行う。</p> <p>審査結果の開示は、不採択者(対象:年間約5万件)のうち全ての希望者に対して行う。</p> <p>文部科学省科学研究費補助金の審査業務については、国の補助金事業の在り方及び競争的研究資金制度改革の方向性を踏まえて、学術システム研究センターにおいて見直し・改善の提言をまとめる。</p> <p>不合理な重複及び過度の集中の排除については、「合議による審査」において、他の研究費助成制度への応募・採択状況を確認するとともに、審査結果を他の競争的資金の配分機関に対し迅速に提供する。</p> <p>研究費の不正使用及び不正行為の防止については、国のガイドライン等に基づき、事業説明会実施時等において、その防止策について助言、注意喚起等を行う。</p> <p>科学研究費補助金における電子システムの導入については、①申請者及び審査委員の負担軽減、②申請書の受付、③書面審査等の効率化の観点並びに④電子情報化された申請者の研究に関する個人情報等の第三者に対するセキュリティの確保の技術的問題の解決を見極めつつ、文部科学省の科研費業務との協調・調整を図りながら、可能などころから、試行的に導入する。</p> <p>(2)学術研究の助成に関するその他の事業</p> <p>科学研究費補助金事業と補完的役割を果たす、学術研究における様々な特性・ニーズを踏まえた助成目的、助成対象を策定した助成事業の企画・実施について、学術システム研究センターの機能を活用しつつ検討会議を開催し、検討を進める。</p>	交付業務	-	A	A	A	A	A		<p>S</p> <p>科学研究費補助金事業については、国の制度・方針を踏まえ、学術システム研究センターや科学研究費委員会の意見等を踏まえるとともに、審査・評価の公正性・透明性の向上や、申請者・支援対象者のニーズに見合ったサービスの向上など、効果的かつ適切なプロセスによる事業実施のための制度改善に努めながら、助成業務をより効果的に実施しており高く評価できる。特に、応募受付や審査における電子システムの導入の促進や、説明会の開催、罰則の設定などによる研究費の不正使用及び不正行為の防止への対応など、効果的な事業運営に努めている。また、平成19年度においては、整理合理化計画に基づき、特別推進研究に係る追跡評価の仕組みを構築しており、第二期中期目標期間においても引き続き成果把握・公開・普及に努めることが望まれる。また、一部種目にとどまっている日本学術振興会への科学研究費補助金の移管を引き続き進めることが望まれる。</p>
		募集業務(公募)	A	A	A	A	A	A		
		審査業務等	A	A	S	S	A	S		
		評価業務	A	A	A	A	A	A		
		その他	A	S	S	S	S	S		
学術研究の助成に関するその他の事業	B	B	A	A	A	A				

中期目標	中期目標に対応する中期計画	評価項目	事業年度評価結果					中期計画 評価	中期目標 評価	記載事項
			15	16	17	18	19			
		特別研究員(グローバルCOE)	-	-	-	-	A	A		
		特別研究員(新プロ)	A	-	-	-	-	A		
		特別研究員(COE)	A	-	-	-	-	A		
	(2)海外特別研究員事業 優れた若手研究者を海外に派遣し、特定の大学等研究機関において長期間研究に専念させるため、博士の学位を有する者等や常勤の若手研究者を「海外特別研究員」として採用し、滞在費等を支給する。 若手研究者に海外の第一線の研究機関での研究を経験させることにより、世界レベルの研究者を養成するため、派遣期間の延長や採用者数の増加を目指して本事業を推進する。	海外特別研究員事業	A	A	A	A	A	A		
	(3)科学技術特別研究員事業 「特殊法人等整理合理化計画」の指摘を踏まえ、平成14年度に科学技術振興事業団より移管され、特別研究員事業に統合された創造性豊かな若手研究者を国公立試験研究機関等に派遣する科学技術特別研究員事業について、事業の移管以前からの継続支援者を平成16年度まで支援する。	科学技術特別研究員事業	A	A	-	-	-	A		
	(4)若手研究者海外派遣事業 「特殊法人等整理合理化計画」の指摘を踏まえ、平成14年度に科学技術振興事業団より移管され、海外特別研究員事業に統合された優秀な若手研究者を海外の優れた大学又は試験研究機関に派遣する若手研究者海外派遣事業について、事業の移管以前からの継続支援者を平成15年度まで支援する。	若手研究者海外派遣事業	A	-	-	-	-	A		

中期目標	中期目標に対応する中期計画	評価項目	事業年度評価結果					中期計画 評価	中期目標 評価	記載事項
			15	16	17	18	19			
<p>4 学術に関する国際交流の促進</p> <p>学術研究活動のグローバルな展開に対応すること、国内外の優秀な研究者が集まる世界水準の研究環境を構築して我が国の学術研究の国際競争力を高めること、開発途上国に対する研究支援及び研究者養成に貢献することなどを旨として、学術に関する国際交流を促進するための業務を行う。</p> <p>その際、先進諸国との研究ネットワークの形成とそれを通じた先端研究への支援を強化するとともに、将来アジアが欧米と伍する世界の研究センターに発展することを旨として、長期的観点からアジア諸国との研究パートナーシップを強化する。</p> <p>また、国際的な研究者交流や国内外のセミナーの開催を拡充し、国際的に活躍できる優れた研究人材を支援・養成・確保する。</p> <p>さらに、海外拠点の充実により、我が国の学術情報等の発信等を戦略的に行う。国内外の情勢や事業の実施状況等に応じて、ニーズの失われた事業の廃止・見直しを進める。</p> <p>事業の透明性、柔軟性、利便性を高めるための一層の改善を行い、事業を利用する研究者の満足度を高める。</p>	<p>前文</p> <p>諸外国の学術振興機関と連携し、多国間又は二国間の枠組みにより、共同研究、セミナー、研究者交流等の形態による事業を行うとともに、我が国研究者による自発的な国際交流への取り組みを支援する。</p> <p>特に外国人研究員については、文部科学省科学技術・学術審議会国際化推進委員会「科学技術・学術活動の国際化推進方策について」(報告)(平成15年1月)に掲げられた2,050人規模の受入定員の確保を目指して、充実させる。</p> <p>また、海外研究連絡センターの充実により、海外における学術の国際交流に係る事業を実施する。</p> <p>事業の実施に当たっては、交流相手国とのニーズ・特性、我が国の研究者からの意見を考慮して効果的に行うこととする。</p>	前文	-	-	-	-	-	-	<p>学術国際交流事業については、我が国の国際競争力の強化、大学の国際化支援、若手研究者の育成に資する事業として、法人として長年培ってきた諸外国の研究機関との緊密な連携のもと、国際的な共同研究、研究教育拠点の形成支援、海外からの研究者の招致など、国内外のニーズに沿った多種多様な事業を適切に実施している。</p> <p>今後、地球規模での環境問題など国際的に協働して取り組むべき課題の解決などの基盤となる学術研究の推進を担う本事業は、我が国が国際競争力ある国として発展するうえで必要不可欠であり、海外研究連絡センター等を活用し、事業の効果の検証や成果の把握・公開に努めるなど各種事業を効果的・効率的に実施し、諸外国の研究機関と緊密な連携をより強化することが望まれる。</p> <p>なお、整理合理化計画等に基づき、拠点大学交流事業について経費の全額を負担する方式を平成23年度までに段階的に廃止し、公募により相手方に対等な負担を求める方式による事業へと転換が進められている。また、外国人特別研究員について、日本人若手研究者の海外での研鑽機会の付与のための事業への重点化が進められている。</p> <p>第二期中期目標期間においても、これらの重点化を着実に進めていく必要がある。</p>	
	(1) 多国間交流	先進諸国との先端分野における研究協力	-	A	A	A	A	A		A
		アジア諸国との研究協力	-	A	A	A	A	A		
		アジア科学技術コミュニティ形成戦略事業	-	-	-	-	A	A		
		若手研究者育成のためのセミナー	-	A	A	A	A	A		
		若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム	-	-	-	-	A	A		
		拠点大学交流事業の多国間展開	A	-	-	-	-	A		
		サイエンス・ポリシー・セミナー	A	-	-	-	-	A		
		日欧先端科学セミナー	A	-	-	-	-	A		
		アジア学術セミナー	A	-	-	-	-	A		
	(2) 二国間交流	共同研究、セミナー、研究者交流	A	A	A	A	A	A		
		アジア諸国との研究協力	-	-	A	A	A	A		
		論文博士号取得希望者への支援事業	A	A	A	A	A	A		
		協定の見直し	-	A	A	A	A	A		

中期目標	中期目標に対応する中期計画	評価項目	事業年度評価結果					中期計画 評価	中期目標 評価	記載事項
			15	16	17	18	19			
		大学間交流支援事業	A	A	-	-	-	A		
		拠点大学交流事業	A	A	-	-	-	A		
	(3)研究者の招致 世界の優れた研究者に、我が国の研究者と共同研究等を行う機会を提供し、我が国の研究環境の国際化及び学術の振興を図るため、研究者の経歴・年齢等に応じた外国人研究者の招致のための取組を推進する。 外国の若手研究者が我が国の大学等に滞在して研究を行うことを支援する外国人特別研究員事業について出身国の多様化を促進し、平成19年度には世界65か国以上から招致する。(平成14年度実績:61か国) 特に、短期滞在の事業について、欧米の若手研究者の来日者数を中期計画期間中に充実させる。(平成14年度実績:146人) また、事業経験者による研究者コミュニティの形成が中期計画期間中、新たに5か国において進むよう支援する。 教授級の外国人研究者の招致を通じて、我が国の研究者との共同研究、討議・意見交換の場を設ける。さらに、ノーベル賞受賞者等の特段に優れた研究業績を有する著名研究者を招致し、我が国の研究者との意見交換の場を設ける。 招致事業に申請する機会は、60%以上の事業で、年複数回可能となるようにする。(平成14年度実績:7事業のうち3事業、43%) 来日する研究者に対し、日本における生活、文化、研究に関する情報をホームページ又は冊子にて提供するとともに来日後には、オリエンテーションを毎年、7回以上開催し、円滑な来日及び研究を担保する。(平成14年度実績:7回) 振興会の事業により来日した研究者で経費を支給すべき者全員に対し、必要な経費を来日後14日以内に確実に支給することで、日本での円滑な生活を担保する。(現状:概ね14日以内) 振興会の事業により来日した海外の研究者は、我が国の将来の国際交流の推進に有効な人材になり得るという認識にかんがみ、新たな採用期間終了者の70%以上について、連絡先を把握し、振興会に関する情報の提供を年4回定期的に行うことで人脈の確保に努める。	全般的な取組	-	A	A	A	A	A		
		外国人特別研究員事業	A	A	A	A	A	A		
		外国人研究者招へい事業	A	A	A	A	A	A		
		著名研究者招へい事業	A	A	A	A	A	A		
	(4)セミナーの開催、研究者の派遣 我が国の研究者による国際的なセミナーの開催を年10件支援するとともに、国外の優れたセミナーへの参加を支援する。この取り組みについては、文部科学省の国際シンポジウム事業等との調整を踏まえて、実施する。(平成14年度実績:10件) 平成14年度に科学技術振興事業団より移管された研究協力者海外派遣事業については、事業の移管以前からの対象者への支援を平成16年度まで行うこととし、引き続き、本事業の趣旨に基づいて、学術的要請に基づく研究者の派遣を推進する。	セミナーの開催、研究者の派遣	A	A	A	A	A	A		
	(5)海外研究連絡センター 海外における学術政策や先端的学術研究に関する情報の収集・提供、学術振興機関との連携の強化に向けた取組を行う。 また、我が国の最新の研究動向を紹介するフォーラムやシンポジウムの開催、研究者の招致事業、現地における振興会の事業経験者を対象とする組織化を行う。 振興会の事業により来日する研究者を対象とした我が国の学術研究の情報や個別大学等に関する情報、日本の生活情報等の提供、諸外国の学術研究活動の情報収集等を実施する。 センターの活動内容としては、以下のように行う。 ・フォーラム等 開催回数 年10回以上開催 (平成14年度実績:8回) 参加者 各回平均100名以上 (平成14年度実績:平均約100名) ・情報提供ファイル数 毎年度10%以上増加 ・生活情報ガイドブック 中期計画期間中2回、情報を充実させ更新 (現状:2年ごとに更新)	フォーラム・シンポジウム等の開催	A	A	A	A	A	A		
		我が国の大学等の活動支援	-	-	-	A	A	A		
		学術振興施策・研究動向等の情報収集	A	A	A	A	A	A		
		学術情報の広報・周知	A	A	A	A	A	A		

中期目標	中期目標に対応する中期計画	評価項目	事業年度評価結果					中期計画 評定	中期目標 評定	記載事項
			15	16	17	18	19			
		OB会組織化の支援	A	-	-	-	-	A		
		日英共同による英国大学 教授等の招へい	-	A	-	-	-	A		
		事務経験者を対象とした組 織化の支援	-	A	-	-	-	A		
		生活ガイドブックの更新	-	A	-	A	-	A		
	(6)公募事業の改善 上記のうち、振興会が国内で公募するすべての事業の種類・申請方法・審査方針について、ホームページで公表し、大学等及び研究者の便宜を図る。 公募事業のうち、申請件数が少ない又は採択倍率が低い事業については、10%以上廃止又は実施方法を見直し、国内の研究ニーズに的確に対応する。 申請件数が少ない又は採択倍率が低いにも関わらず、海外の学術振興機関との関係又は学術上の要請により継続しなければならない事業については、その理由を明確にしてホームページで公表する。 日本人研究者を海外の特定の国に限定して派遣する事業については、その統合を進めることにより、申請者が派遣国、派遣期間、派遣目的を柔軟に選択できるように見直し、研究者の多様なニーズに対応する。 申請に対する審査については、公平かつ慎重に行うことを基本としつつも可能な限り迅速に採択を決定・連絡する。通常の事業の場合は、申請から決定・連絡までの期間を現行の4ヶ月より短縮する。欧米からの若手研究者の招へいに関する事業については、受入促進の観点から、申請から採択まで、現行の80日より短縮し決定・連絡する。 これらの改善を通じて、振興会の事業に参加した研究者の満足度を高め、その状況に関する調査を新たに行い、対象者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにする。不満足として指摘された事項については、その指摘が合理的なものである限り、改善に向けての考え方を公表する。改善が困難な場合はその理由も公表する。	公募事業の改善	A	A	A	A	A	A		

中期目標	中期目標に対応する中期計画	評価項目	事業年度評価結果					中期計画 評価	中期目標 評価	記載事項
			15	16	17	18	19			
<p>5 学術の応用に関する研究の実施</p> <p>様々な学術的・社会的要請に応えるとともに、その成果を通じて、我が国社会の発展や社会的問題の解決につながるようなプロジェクト型の学術研究を重点的に推進する。</p> <p>事業の実施にあたっては、中間・事後の評価を適切に行い、その結果を事業の見直し、改善に反映させる。</p> <p>また、研究の実施により生じた成果については、人類共通の「知的資産」として広く普及を図り、社会に還元する。</p>	<p>5 学術の応用に関する研究の実施</p> <p>(1) 未来開拓学術研究推進事業</p> <p>社会的要請に応えるプロジェクト型事業として実施してきた未来開拓学術研究推進事業については、平成13年1月に行われた行政改革に伴う出資金事業の整理により平成13年度以降新規プロジェクトの採択は行わないことから平成17年度の事業終了まで実施するとともに適切な事後評価を行う。とりわけ、今後の年度ごとの評価では、プロジェクト経費の10%増減などの適切な評価を引き続き実施する。</p> <p>なお、本事業の実施により生じた無体財産権については、委託契約に基づき取得して、各種活用方を講じる一方、受託者の要請がある場合は、権利の放棄及び譲渡等も行う。</p>	未来開拓学術研究推進事業	A	A	A	-	-	A	<p>人文・社会科学振興のためのプロジェクト研究は、新たな事業スキームとして、現代社会において人類が直面している問題の解明と対処のため、人文科学や社会科学を中心に各分野の研究者が協働して、学際的・学融合的に取り組み「課題設定型プロジェクト研究」を実施し、事業の推進において公開シンポジウムや、共同セミナー、ニューズレターの発行など新しい学問分野、領域の創出につながる研究成果が着実に創出されている。</p>	
	<p>(2) 人文・社会科学振興のためのプロジェクト研究</p> <p>平成14年6月の文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会の報告を受け、グローバル化、情報化が進む中、現代社会において人類が直面している問題の解明と対処のため、人文科学や社会科学を中心に各分野の研究者が協働して、学際的・学融合的に取り組み「課題設定型プロジェクト研究」を推進する。研究課題の研究期間は3～5年間とする。</p> <p>また、この研究成果を社会への提言として発信することにより、新たな学問分野、領域を開拓し、人文・社会科学の活性化に寄与する。</p> <p>研究者間のネットワークの形成、研究成果の公開、社会提言等のため、以下の活動を行う。</p> <p>(平成15年度新規事業)</p> <p>①公開シンポジウム 年1～2回程度</p> <p>②共同研究セミナー 年1～2回程度</p> <p>③成果発表のとりまとめ・公表 年1回</p>	人文・社会科学振興のためのプロジェクト研究	A	A	A	A	A	A		
<p>6 学術の社会的連携・協力の推進</p> <p>大学等の研究者と産業界の研究者等がそれぞれの発意に基づいた相互のインターフェイス機能の充実を図るため、情報交換など研究交流を促進する。</p>	<p>6 学術の社会的連携・協力の推進</p> <p>学術の社会的連携・協力の立場から、学界と産業界との連携によって発展が期待される分野や、その推進の方法・体制等について検討する総合研究連絡会議を年2回開催する。大学等の研究のシーズ及び産業界の研究のニーズに応じた情報交換、交流促進を図るための場、また学界と産業界の連携による若手研究者の人材育成の場としての研究開発専門委員会を年12回開催するとともに産学協力研究委員会の設定、連携・協力支援のための事業を実施する。</p> <p>国内外の研究者を集めてのセミナー、シンポジウムを年2回開催するとともに研究成果の刊行を通じて、これら研究委員会の研究成果を発信する。</p>	学術の社会的連携・協力の推進	-	A	A	A	A	A	<p>学術の社会的連携・協力の立場から、学界と産業界との連携によって発展が期待される分野や、その推進方法・体制等について「総合研究連絡会議」「研究開発専門委員会」等を設置し、常に学界や産業界におけるシーズとニーズのマッチングの場の提供が行われており、我が国の産業競争力の強化を進める上で重要な役割を果たしており、着実な実施を望む。</p>	
		総合研究連絡会議	A	-	-	-	-	A		
		研究開発専門委員会	A	-	-	-	-	A		
		産学協力研究委員会	A	-	-	-	-	A		
		産学協力による国際シンポジウム	A	-	-	-	-	A		

中期目標	中期目標に対応する中期計画	評価項目	事業年度評価結果					中期計画 評価	中期 目標 評価	記載事項
			15	16	17	18	19			
7 国の助成事業に関する審査・評価の実施	7 国の助成事業に関する審査・評価の実施 国の助成事業である研究拠点形成費等補助金事業(研究拠点形成費・若手研究者養成費)は、国公私立大学を通じて学問分野別に第三者評価を行い、主として研究面においてポテンシャルの高い研究教育拠点を重点的に支援すること等により、世界最高水準の大学を育成し、我が国の科学技術の水準の向上及び高度な人材養成に資することを目的とするものであり、本事業に係る構想・計画を審査・評価する。 なお、その審査・評価の実施に際しては、専門家による公正な評価体制を整備し、透明性、信頼性、継続性を確保し、適切かつ円滑な運営を図るとともに、情報公開に努める。 また、国の助成事業である国際研究拠点形成促進事業費補助金事業(世界トップレベル研究拠点プログラム)について、本事業に係る審査業務・評価業務・管理業務を実施する。	前文	A	A	-	-	-	-	A	国からの委託に基づく各事業の審査・評価業務について、学術システム研究センター等の機能を活用しながら、事業趣旨に沿った適切かつ公正性のある審査が着実に実施されている。引き続き公平で公正な審査が実施されることを望む。
(1)21世紀COEプログラム 国の助成事業である21世紀COEプログラム(研究拠点形成費等補助金(研究拠点形成費))は、世界最高水準の研究教育拠点を学問分野毎に形成するとともに、国際競争力のある個性輝く大学づくりを推進することを目的とし、①当該拠点の研究教育活動の実績、及び②大学の将来構想及び当該拠点を形成するための構想・計画を審査・評価する。 また、採択されたプログラムについては2年経過後に中間評価を実施するとともに、期間終了後に事後評価を実施する。	21世紀COEプログラム	-	-	A	A	A	A			
(2)グローバルCOEプログラム 国の助成事業であるグローバルCOEプログラム(研究拠点形成費等補助金(研究拠点形成費))は、我が国の大学院の教育研究機能を一層充実・強化し、世界最高水準の研究基盤の下で世界をリードする創造的な人材養成を図るため、国際的に卓越した教育研究拠点の形成を重点的に支援し、もって、国際競争力のある大学づくりを推進することを目的とし、国際的に卓越した教育研究拠点を形成するための構想・計画を審査する。	グローバルCOEプログラム	-	-	-	-	A	A			
(3)「魅力ある大学院教育」イニシアティブ 国の助成事業である「魅力ある大学院教育」イニシアティブ(研究拠点形成費等補助金(若手研究者養成費))について、創造性豊かな優れた若手研究者の養成に関連する構想・計画の審査・評価を行う。 また、採択されたプログラムについては期間終了後に事後評価を実施する。	「魅力ある大学院教育」イニシアティブ	-	-	A	A	A	A			
(4)大学院教育改革支援プログラム 国の助成事業である大学院教育改革支援プログラム(研究拠点形成費等補助金(若手研究者養成費))について、社会の様々な分野で幅広く活躍する高度な人材を養成するための大学院における優れた組織的・体系的な教育の取組に関連する構想・計画の審査を行う。	大学院教育改革支援	-	-	-	-	A	A			
(5)世界トップレベル研究拠点プログラム 国の助成事業である世界トップレベル研究拠点プログラムについて、審査業務・評価業務・管理業務を行う。	世界トップレベル研究拠点プログラム	-	-	-	-	A	A			
8 調査・研究の実施	8 調査・研究の実施 学術システム研究センターの研究員を中心に、諸外国における学術振興施策の状況、国内外の学術研究の動向等、振興会の業務運営に関して必要な調査・研究を実施する。 諸外国の学術振興施策については、欧米主要国等における学術振興に関する基本的政策、研究助成システム、研究者養成に対する考え方、国際交流の戦略等について、関係機関のホームページや文献、現地調査、振興会の海外研究連絡センターとの連携などにより、調査を適宜実施し、情報の収集・分析を継続的に行う。 学術研究の動向については、研究者の動向を含め、各種報告書、学術ジャーナル、国内外のシンポジウムへの出席、関連研究者との意見交換等により、調査を適宜実施し、情報の収集・分析を継続的に行う。特に、学術システム研究センターの研究員全員に、専門分野についての学術動向研究を依頼し、毎年度報告を受けるとともに、結果をとりまとめ、事業に活かす。 また、最新の学術動向等の調査研究の成果を踏まえつつ、国際的な競争のもと、我が国が今後先導していくべき研究を発掘し、実施する。	調査・研究の実施	A	A	A	A	A	A	A	学術システム研究センター、さらには海外研究連絡センターが実施する我が国及び諸外国の学術研究動向の調査・研究については、学術振興会の各種事業の改善・充実に活かされている。今後は調査・研究の拡充、成果の公開等に一層努めることが必要である。

中期目標	中期目標に対応する中期計画	評価項目	事業年度評価結果					中期計画 評価	中期目標 評価	記載事項
			15	16	17	18	19			
9 情報提供及び成果の活用 調査・研究の成果について、事業の企画立案等に的確に活かすとともに、ホームページへの掲載や出版等により研究者をはじめ社会に積極的に提供し、普及させる。	9 情報提供及び成果の活用 調査・研究の成果、事業の実施状況等については、ホームページへの積極的な掲載、学術月報をはじめ各種学術図書の内容を通過しての情報提供、各種媒体を活用した広報等により、研究者のみならず、広く国民に普及する。 各事業において支援対象者から提出された実施報告書等については、事前の周知や本人の知的所有権等への配慮を加えた上で、原則的にインターネット等により国民に判りやすい形で公開する。	情報提供及び成果の活用	A	A	-	-	-	A	A	事業の実施状況のホームページでの公開、各種パンフレットやポスターの作成・配布、学術月報の刊行などを通して、日本学術振興会事業について情報提供が着実に実行されている。 平成17年度より開始した「ひらめき★ときめきサイエンス事業」などにより研究成果を研究者のみならず、社会に対して発信し普及を図っている。着実に参加者が増加しており、今後の更なる拡充が望まれる。
		情報提供及び成果の活用	-	-	A	A	A	A		
		研究成果の社会還元・普及	-	-	A	A	A	A		
10 前各号に附帯する業務 学術研究を行う研究者に対する各種の支援など、前各号に附帯する業務を適切に実施する。	10 前各号に附帯する業務 学術研究の推進に資する事業として以下のとおり前各号に附帯する業務を毎年度着実に実施する。 (1) 国際生物学賞委員会により運営される生物学研究に顕著な業績を挙げた研究者を顕彰する国際生物学賞にかかる事務を担当する。 (2) 野口英世博士記念アフリカの医学研究・医療活動分野における卓越した業績に対する賞(野口英世アフリカ賞)に係る医学研究部門の審査業務を担当する。 (3) 日本ユネスコ国内委員会の指定に基づくユネスコクーポンの販売・買い上げ業務を行う。(平成16年度に業務終了。) (4) 学術関係国際会議の開催のため、指定寄附金による募金、並びに特定公益増進法人としての募金の事務を行う。 (5) 寄附金を受入れ、寄附者の意向に基づき特定分野の助成を行う個別寄附金事業、及び事業分野をあらかじめ特定しないで助成する学術振興特別基金の事業を行う。	前文	-	-	-	-	-	-	A	
		国際生物学賞に係る事務	A	A	A	A	A	A		
		野口英世アフリカ賞の審査業務に係る事務	-	-	-	-	A	A		
		ユネスコクーポンの販売・買い上げ	A	-	-	-	-	A		
		学術関係国際会議開催に係る募金事務	A	A	A	A	A	A		
		個別寄附金及び学術振興特別基金の事業	A	A	A	A	A	A		

中期目標	中期目標に対応する中期計画	評価項目	事業年度評価結果					中期計画 評価	中期目標 評価	記載事項	
			15	16	17	18	19				
第五 財務内容の改善に関する事項 寄付金等の外部資金や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図る。	第三 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画(通則法第30条第2項第3号)		-	-	-	-	-	-	A	・概ね妥当である。 ・平成19年度については、中期目標期間の最終年度であることから、運営費交付金債務を全額収益化する必要があり、そのため当期総利益が大幅に増加している。	
	予算、収支計画及び資金計画	予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A			
	第四 短期借入金の限度額(通則法第30条第2項第4号)		-	-	-	-	-	-			該当なし
	短期借入金の限度額は72億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。	短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-			
	第五 重要な財産の処分等に関する計画(通則法第30条第2項第5号)		-	-	-	-	-	-			該当なし
	重要な財産を譲渡、処分する計画はない。	重要な財産の処分等に関する計画	-	-	-	-	-	-			
第六 剰余金の使途(通則法第30条第2項第6号)		-	-	-	-	-	-	該当なし			
振興会の決算において剰余金が発生した時は、広報・情報提供の充実、調査研究の充実、情報化の促進に充てる。	剰余金の使途	-	-	-	-	-	-				
第六 その他業務運営に関する事項 施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。	第七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項(通則法第30条第2項第7号)		-	-	-	-	-	A	語学研修をはじめ、海外での研修や外部で開催される研究への参加により、職員の資質向上に努めている。また、大学等関係機関との計画的な人事交流を実施し、多様な人材を確保する一方、外部委託等により業務の効率化に努めている。		
1 施設・設備に関する計画 施設・設備に関する計画はない。	施設整備に関する計画	-	-	-	-	-	-				
2 人事に関する計画 (1)方針 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、国内及び国外研修等を実施し、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。 また、大学をはじめ学術振興に関連する機関との人事交流を促進して、質の高い人材の確保・育成を図り、職員の意識や能力に応じた適切な人事配置を行う。 職員の勤務環境を整備するため、必要な福利・厚生の実現を図る。	人事に関する計画	-	A	A	A	A	A				
(2)人員に係る指標 常勤職員数については、抑制を図る。 (参考1) ① 期初の常勤職員数 99名 ② 期末の常勤職員数 99名	職員の研究計画	A	-	-	-	-	A				
(参考2)中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費(前記常勤職員)総額見込額 3,329百万円 但し、上記の額は、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において削減対象とされた人件費を指す。	国立大学等との人事交流	A	-	-	-	-	A				
	職員の勤務環境の整備	A	-	-	-	-	A				